



イベント賠償責任保険【施設所有(管理)者賠償責任保険】

基本補償：イベント主催者の行事運営上の不備によって生じた偶然な事故により、第三者（イベント参加者を含みます。）がケガをしたり、持ち物が壊れたりした場合に、イベント主催者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償する保険です（主催者が責任を問われた場合の補償）。

飲食物の提供がある場合の食中毒の補償 [飲食物危険補償特約]

(保険金をお支払いする主な場合)

祭りやイベント等の場合、提供する飲食物に起因して保険期間中または保険期間終了時から72時間以内に第三者に身体障害を与えたことにより、被保険者（主催者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 支払限度額 = 身体障害の1名および1事故の支払限度額に同じ
- 免責金額（自己負担金） = 身体障害の免責金額に同じ

事故例 イベントで提供した料理が原因で、食中毒が発生。その飲食物を食べた多数の来場者が入院を要しイベント主催者が治療費や慰謝料を支払った。



事故の被害者に支払った治療費・葬祭費・見舞金等を補償 [被害者治療費等補償特約]

(保険金をお支払いする主な場合)

- 対象の事故により他人の身体障害であった場合において、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- 治療費等とは、次の費用をいい、支払対象となるのは、被保険者が引受保険会社の同意を得て被害者またはその遺族に対して支払った費用で事故が生じた日から1年以内に支出した費用に限ります。【治療費用 葬祭費用 見舞金・見舞品購入費用】
- 支払限度額 「1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用は10万円（うち見舞品購入費用3万円）」

事故例 イベント施設会場で参加者が床につまずき転倒、負傷した。主催者が見舞金と治療費を負担した。



主催者がイベントのために「借りた施設やその施設から借りた什器備品」を誤って損壊した場合の補償 [借用イベント施設損壊補償特約]

(保険金をお支払いする主な場合)

イベントに使用する目的で日本国内において他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品が、不測かつ突発的な偶然な事故に起因して滅失、破損または汚損したことにより、借用施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 支払限度額 = 1回の事故および保険期間につき「5,000万円」または「財物損壊の1回の事故あたりの支払限
- 免責金額（自己負担金） = 1回の事故につき1万円または10万円。ただし、「火災」「破裂・爆発」「給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ」による損害については免責金額を適用しません。

事故例 スタッフが荷物の搬入中に誤って台車でイベント施設の壁に穴をあけてしまい、主催者が壁の修理費を負担した。



イベントのために「他人から借りた物」やレンタル品に対する補償(借りた施設とその備品を除く) [受託者賠償責任特約]

(保険金をお支払いする主な場合)

次のいずれかに該当する間かつ保険期間中に発生した被保険者（主催者）が管理または使用する借り物（受託物）の損壊について、借り物（受託物）について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ア 借り物（受託物）が保険証券記載のイベント施設内に保管されている間

イ 借り物（受託物）が保険証券記載のイベント目的に従ってイベント施設内で管理または使用されている間

- 支払限度額 = 借り物（受託物）の時価額限度 免責金額（自己負担金） = 5,000円



イベント賠償責任保険 お見積書
(イベント主催者が行事運営上の責任を問われた場合を補償)

埼玉県ソフトボール協会 様 照会番号 2457

保険期間： 3月12日(日) 深夜0時 ~ 11月27日(月)
規定により保険は午後4時に終わるので、プラス1日する場合があります。保険料は変わらず。
イベント内容： ソフトボール大会
延べ対象人数(名) 2,000 人
保険料(一括払い) ¥262,740

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保
株式会社グッド保険サービス
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-19-9-3F
0120-729-611 担当:渡部
event@goodhoken.co.jp



| イベント賠償責任保険 (施設所有管理者賠償責任保険) | 1名あたり限度額 | 1事故あたり限度額 | 免責 (自己負担額) | |
|---|--|--|---|--------|
| 基本補償 (主催者に責任のある 事故の賠償補償) | ✓ 身体障害の補償(対人賠償) | 2億円 | 5億円 | 免責 0円 |
| | ✓ 財物損壊の補償(対物賠償) | ** 5,000万円 | | 免責 0円 |
| <small>(ご注意) イベントのために借りる会場や会場の借用物は、この財物損壊の補償ではお支払いできません。別途借用施設損壊補償を付ける必要があります。</small> | | | | |
| <small>イベント主催者の行事運営上の不備によって生じた偶然な事故により、第三者(参加者を含む)がケガをしたり、第三者の所有物を壊したりした場合に、イベント主催者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならない損害を補償します。</small> | | | | |
| 特約 (オプション) | ✓ 被害者治療費等補償 | 50万円 | 1,000万円 | 免責 0円 |
| | ① 来場者・参加者がイベント参加中にケガをしてしまった場合の治療費等の補償 (名簿不要) | | | |
| | ② スタッフ・アルバイト・ボランティアのケガを補償 (ただし以下の者は補償対象外) 契約者が個人の場合は本人と同居親族は対象外。法人の場合は契約者本人と役員は対象外。 | | | |
| | ✓ 追加被保険者(GHS) | 来場者・参加者がイベント会場や主催者に損害を与えた場合の補償 (基本補償に同じ) | | |
| ✓が補償されます | ✓ 借用イベント施設損壊補償 | ** 5,000万円 | | 免責 1万円 |
| | 主催者がイベントのために借りた施設やその施設から借りた什器備品に対する補償 (イベント終了し借用施設の返還後に判明した損害は補償対象外) | | | |
| <input type="checkbox"/> 人のケガの補償 | <input type="checkbox"/> 物の損害の補償 | <input type="checkbox"/> その他の補償 | 補足 参加者がケガをした場合に1名50万を限度に治療費実費払いをします (熱中症も対象です)。主催者に運営上の過失責任がある場合は対人・対物賠償でお支払いいたします。来場者・参加者の名簿は不要です。申し込み後の人数の増減は不問です。 | |
| ●ご注意 この保険は自動車・バス・バイク・船が原因による物損害やケガ等の事故は、規定によりすべて対象外です。その車や船の自動車保険や船舶保険での対応となります。 | | | | |
| ご加入の場合は 開催日の10日前 までに、ご連絡をお願いいたします。 | | 保険料 (銀行振込) | ¥262,740 ✓ | |

この見積書は引受条件、特約、保険料等を説明したものです。補償内容の詳細は、概要書・パンフレット等をご参照ください。
引受保険会社はあいおいニッセイ同和損保です。